

税金

◆平成22年度から差し押えた 動産・不動産の公売会開催

平成22年4月から郡内4町の徴収率向上のため、各町が税務課職員を相互派遣し協力し合う併任徴収による捜索を実施し、徴収体制の強化と滞納処分を強力に推進し、滞納金の縮減に取り組みます。

徴収強化に伴い、差し押えた動産・不動産は公売会により売却し、その代金を滞納額に充当します。納税相談には随時応じますので、税務課までご連絡ください。



▲多くの来場者でにぎわいを見せる公売会の会場

◆住民税の年金からの天引き についてのお知らせ

税法の改正により、平成21年10月に住民税の年金からの天引き（特別徴収）が始まり、平成21年度は普通徴収（納付書および口座振替）と年金からの天引きで納め

ていただきました。

平成22年度は、平成22年2月支給分の年金から住民税が天引きされる皆さんは、年金からの天引きだけで納めていただきます。

※天引きされていない皆さんについては、納付書または口座振替で納めていただきます。

●平成21年度住民税の納め方

年金収入にかかる住民税の半分の、平成21年9月までは納付書または口座振替で納めていただきました。また10月から、年金からの天引きで残り半分を納めていただいています。

●平成22年度住民税の納め方

平成22年2月支給分の年金から天引きされる金額と同額が、平成22年4月・6月・8月支給分の年金からそれぞれ天引きされます。そして、平成22年度住民税の年税額から4月・6月・8月の年金で天引きした金額を差し引いた残りの税額を3回に分けて、平成22年10月・12月・平成23年2月支給分の年金から天引きされます。

※平成22年8月支給分までの年金から天引きされた金額で、住民税の年税額を超過した分は、納付が確認でき次第還付します。

●住民税の年金からの天引きと年度別の納め方

(例) 住民税（年金所得のみ）の年税額が6万円の場合

◆平成21年度の納め方

月	納付書（普通徴収）				年金天引き（特別徴収）		
	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月
期別	1期	2期	3期	4期			
税額	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	1万円	1万円	1万円
算出方法	年税額の2分の1を4回で納めます。				年税額の2分の1を3回で納めます。		

◆平成22年度の納め方

月	年金天引き（特別徴収）					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	平成21年度2月と同じ額を納めます。			年税額の残りを3回で納めます。		

水俣病語り部の会では、水俣病が伝染病として扱われていたところ、言われなき差別を受けてきたこと、それを糧として生きる人生観を語り続けておられます。

◆こころ豊かに共に生きるⅡ シリーズ⑧

●水俣病の体験から

知ったかぶりは罪
差別をなくす最初の一步は
知ろうとすること、知ろうとし
続けること

水俣病語り部の会では、水俣病が伝染病として扱われていたところ、言われなき差別を受けてきたこと、それを糧として生きる人生観を語り続けておられます。

◆こころ豊かに共に生きるⅡ シリーズ⑧

●水俣病の体験から

知ったかぶりは罪
差別をなくす最初の一步は
知ろうとすること、知ろうとし
続けること

水俣病は、工場排水と一緒に流れ出した毒性の強い「メチル水銀」を取り込んだ魚介類を、長い間、たくさん食べたことにより、発生しました。

水俣病は、空気や食べ物を通じて伝染するようなことはなく、また、遺伝により発生することもなく、もちろん水俣地域特有の病気（風土病）でもありません。

しかし、水俣病の発生に伴い、水俣病が伝染するという誤解が生じたため、患者やその家族の皆さんは、周囲の人々から避けられるようになったり、就職ができない、

水俣病は、工場排水と一緒に流れ出した毒性の強い「メチル水銀」を取り込んだ魚介類を、長い間、たくさん食べたことにより、発生しました。

水俣病は、空気や食べ物を通じて伝染するようなことはなく、また、遺伝により発生することもなく、もちろん水俣地域特有の病気（風土病）でもありません。

しかし、水俣病の発生に伴い、水俣病が伝染するという誤解が生じたため、患者やその家族の皆さんは、周囲の人々から避けられるようになったり、就職ができない、

結婚が破談になるといった差別が起こつてきました。

環境汚染による重大な健康被害がもたらされただけでなく、無理や偏見による誹謗（ひぼう）中傷などの差別といった人権問題も引き起こされました。

私たちは、何事においても、正しい知識を持つことが大切です。二度と同じ過ちを繰り返さないためにも、水俣病の問題を風化させることなく、歴史的事実をきちんと受け止め、考えていくことが大切なのではないでしょうか。

なお、平成9年、県は水俣湾の

結婚が破談になるといった差別が起こつてきました。

環境汚染による重大な健康被害がもたらされただけでなく、無理や偏見による誹謗（ひぼう）中傷などの差別といった人権問題も引き起こされました。

私たちは、何事においても、正しい知識を持つことが大切です。二度と同じ過ちを繰り返さないためにも、水俣病の問題を風化させることなく、歴史的事実をきちんと受け止め、考えていくことが大切なのではないでしょうか。

なお、平成9年、県は水俣湾の

安全宣言を行い、水俣湾の魚を捕ったり、食べたりできるようになりました。

「生きる根本」だと語る、〃知る〃ということ、差別や偏見をなくすための第一歩でもあります。水俣病は深刻な環境問題や健康被害を引き起こした、だけでなく、人々の心の問題についても教訓を残しました。

同じ悲劇を繰り返さないよう、本当のことを知ってもらうために、語り部の皆さんは、今日も語り続けておられます。

安全宣言を行い、水俣湾の魚を捕ったり、食べたりできるようになりました。

「生きる根本」だと語る、〃知る〃ということ、差別や偏見をなくすための第一歩でもあります。水俣病は深刻な環境問題や健康被害を引き起こした、だけでなく、人々の心の問題についても教訓を残しました。

同じ悲劇を繰り返さないよう、本当のことを知ってもらうために、語り部の皆さんは、今日も語り続けておられます。

◆住民税の住宅ローン控除の手続きと対象者追加について

●平成22年度から申告手続きが不要になりました

税源移譲により、平成20年度から住民税の住宅借入金等特別税額控除（以下、住宅ローン控除）が創設されました。

創設時の対象者は、平成11年から平成18年までに入居した皆さんでしたが、新たに平成21年から平成25年までに入居した皆さんも対象となりました。

さらに手続き方法が変更になり、これまでは住民税の住宅ローン控除を受けるためには申告書の提出が必要でしたが、平成22年度からは提出が不要になりました。

※所得税の住宅ローン控除については、従来どおり申告手続きが必要です。

●対象者

所得税の住宅ローンを受けており、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある人

◎平成11～18年に入居した人
申告書の提出は、平成22年度か

らは不要です。

◎平成19・20年に入居した人
対象になりません。

※所得税において、控除期間を15年に選択できる特例があるため。

◎平成21～25年に入居した人、または入居を予定している人
住民税の住宅ローン控除の申告は不要です。

●注意事項

住民税の住宅ローン控除額を算出するために、源泉徴収票または確定申告書に次の2項目が記載されている必要があります。

記載されていない場合は、控除額を反映することができません。

①住宅借入金等特別控除（可能）額
②居住開始年月日

●控除額

控除額については、次のいずれか小さい額が該当します。

- ・「源泉徴収票または確定申告書の『住宅借入金等特別控除（可能）額』から、『住宅ローン控除適用前の所得税額』を引いた額
- ・所得税の課税総所得金額等の額5割（97,500円を限度）

記載されていない場合は、控除額を反映することができません。

①住宅借入金等特別控除（可能）額
②居住開始年月日

●控除額

控除額については、次のいずれか小さい額が該当します。

- ・「源泉徴収票または確定申告書の『住宅借入金等特別控除（可能）額』から、『住宅ローン控除適用前の所得税額』を引いた額
- ・所得税の課税総所得金額等の額5割（97,500円を限度）

記載されていない場合は、控除額を反映することができません。

①住宅借入金等特別控除（可能）額
②居住開始年月日

●控除額

控除額については、次のいずれか小さい額が該当します。

- ・「源泉徴収票または確定申告書の『住宅借入金等特別控除（可能）額』から、『住宅ローン控除適用前の所得税額』を引いた額
- ・所得税の課税総所得金額等の額5割（97,500円を限度）

記載されていない場合は、控除額を反映することができません。

①住宅借入金等特別控除（可能）額
②居住開始年月日

●控除額

控除額については、次のいずれか小さい額が該当します。

- ・「源泉徴収票または確定申告書の『住宅借入金等特別控除（可能）額』から、『住宅ローン控除適用前の所得税額』を引いた額
- ・所得税の課税総所得金額等の額5割（97,500円を限度）

記載されていない場合は、控除額を反映することができません。

①住宅借入金等特別控除（可能）額
②居住開始年月日

●控除額

控除額については、次のいずれか小さい額が該当します。

- ・「源泉徴収票または確定申告書の『住宅借入金等特別控除（可能）額』から、『住宅ローン控除適用前の所得税額』を引いた額
- ・所得税の課税総所得金額等の額5割（97,500円を限度）